

# 令和元年教育委員会第8回臨時会会議録

開会日時 令和元年 9月26日 午前10時00分

閉会日時 同 上 午前10時54分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 塩澤雄一  
同職務代理者 塚本 亨  
委 員 望月京子  
委 員 日高芳一  
委 員 齋藤初夫  
委 員 大里豊子

## 議場出席委員

・教育次長	安井喜一郎	・学校教育担当部長	杉立 敏也
・教育総務課長	鈴木 雄祐	・学校施設課長	秋元 高志
・学校施設整備担当課長	杉谷 洋一	・学務課長	神長 康夫
・指導室長	加藤 憲司	・学校教育支援担当課長	山岸 健司
・統括指導主事	木村 文彦	・地域教育課長	山崎 淳
・放課後支援課長	生井沢良範	・生涯学習課長	加納 清幸
・生涯スポーツ課長	南部 剛	・中央図書館長	尾形 保男

## 書 記

・教育企画係長 富澤 章文

開会宣言 教育長 塩澤雄一 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 塩澤雄一 委員 塚本 亨 委員 望月京子  
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

開会時刻 10時00分

○教育長 それでは、おはようございます。出席委員が定足数に達しておりますので、令和元年教育委員会第8回臨時会を開会したいと思います。

本日の議事録の署名人は、私に加え、塚本委員と望月委員にお願いしたいと思いますが、よろしくをお願いします。

また本日、6名の傍聴の申し出がございました。葛飾区教育委員会傍聴規則第4条第1項の規定により、傍聴人の定員は10名となっておりますので、全員の傍聴を許可したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは、事務局、傍聴人を呼んでください。

(傍聴人 入場)

○教育長 それでは教育長から、傍聴人の方に申し上げます。葛飾区教育委員会傍聴規則等の規定により、傍聴人は次の事項を守ってください。傍聴人は委員会の中では発言はできません。傍聴人は静粛を旨とし、委員の言論に対して拍手など賛否をあらわすことはやめてください。傍聴人は写真撮影、録画、録音を行わないでください。なお携帯電話の電源はお切りください。傍聴人はその他会議の妨げとなるような行為はしないでください。

なお、傍聴人にこれらの規則に反する行為があった場合は退席していただくこととなりますので、よろしくお願いします。

それでは、議事に入ります。本日は議案等が1件、報告事項等が3件でございます。

それでは、議案第41号「葛飾区立幼稚園の保育料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を上程いたします。それでは説明をよろしくお願いします。

学務課長。

○学務課長 それでは、議案第41号「葛飾区立幼稚園の保育料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

提案理由は、子ども・子育て支援法施行令の改正に伴い、利用者負担額を変更するほか、所要の改正をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

1枚、おめくりいただきますと、新旧対照表がございますので、そちらをごらんください。新旧対照表の右側が改正案、下線部が改正箇所でございます。

改正の内容でございますが、昨日25日の中間本会議におきまして、葛飾区立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例が可決され、公布いたしました。今回の条例改正では、支給認定教育・保育に係る保育料、緊急等教育に係る保育料、特別利用教育に係る保育料を0円とする改正でございました。

この条例の改正を受け、今回改正する本規則でございますが、まず規則の題名を「葛飾区立

幼稚園の施設型給付費及び特例施設型給付費の算定に用いる利用者負担額に関する規則」に改めるものでございます。

次に、改正案第1条の趣旨を施設型給付費と特例施設型給付費の算定に用いる利用者負担額に関し必要な事項を定めるものとしたところでございます。

次に、改正案第3条では、第1号の施設型給付費及び第2号、第3号の特例施設型給付費の算定に用いる利用者負担額につきまして0円とする改正でございます。

施行期日は令和元年10月1日から施行し、経過措置を設けるものでございます。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。

塚本委員。

○塚本委員 議案の趣旨は十分理解できましたし、その根底にございますのは、働き方改革に端を発した子ども・子育て支援法施行令の施行に基づいての本議案の提案かと理解していますが、私が危惧しているのは、以前、葛飾区の公立幼稚園のあり方検討会等がございました。現在、統廃合して区立幼稚園は3園ございます。公私立が一律の状況で、保護者の方への負担が軽減されたという理解なのですが、これから先の公立幼稚園に対するお考えを、非常に難しいかとは思いますが、どういったあり方で臨んでいくのがいいのかというのは、園児の確保という部分がございますし、公立は公立としての違った意味の、私立は私立、それなりの経営努力をなさるのでしょうけれども、その辺も危惧したものでございますので、何か今後に向けて素案があればお聞きしたいのと、検討していかなければいけない課題かなと思いますので、質問させていただきました。

以上です。

○教育長 学務課長。

○学務課長 区立幼稚園のあり方についての基本的な考え方なのですが、まず平成15年の公立幼稚園のあり方についての報告の中で、園児数の状況を勘案しながら、園の廃止・縮小などが必要であるというのは、基本的に生きている形でございます。

昨年度、飯塚幼稚園の検討のときに、入園希望者が基準を超えたので平成31年は新入園の募集を行いましたけれども、当面の間、園児数の推移を注視する募集を行うことという形で検討してきたところでございます。

今般、確かに10月から無償化になりまして、来年度の募集が10月15日から案内をして、11月の1日、2日で募集を行う形になるのですが、その辺の推移を見て、状況等は改めてどういふ対応をするべきかを検討していくというようなタイミングなのかなとは考えてございます。

○教育長 塚本委員。

○塚本委員 ありがとうございます。今、お答えいただきましたように、平成31年の推移と

いう部分が私も気になったものですから、またこれも当委員会でも検討しながらの、事項であろうと思います。答弁、ありがとうございました。

**○教育長** そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

特に、ご意見もございませんようですので、ここでお諮りいたします。議案第41号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○教育長** それでは、異議なしと認め、議案第41号は原案のとおり可決といたします。

引き続きまして、報告事項等に移ります。

報告事項等の1「令和元年度岩井臨海学校の実施結果について」をお願いします。

指導室長。

**○指導室長** それでは「令和元年度岩井臨海学校の実施結果について」ご報告をさせていただきます。

まず1番、目的でございます。三つの目的を掲げております。一点目に葛飾区を離れ、海岸での自然環境に親しみ、そこでの集団生活や海浜での豊かな体験活動を通して、心と体の健康づくりを図ること。

2点目に、宿泊を通して、児童が相互に連帯感を深め、社会生活を営む上で必要な規律や協調性、思いやりの心や協力して集団生活をしようとする態度を育てること。

3点目に、海岸の自然や人とのかかわり合いを通して、豊かな心情を培い、小学校生活の心に残る思い出づくりをする。こういった目的で実施をしているものでございます。

2番、実施期間でございます。令和元年7月21日(日)から8月6日(火)まで、各校とも2泊3日で8期に分けて実施をいたしました。

3番、実施場所でございます。千葉県南房総市久枝海岸、通称岩井海岸で実施をしております。宿舎につきましては、八つの宿舎、記載のとおりでございます。

4番、参加児童数でございますが、葛飾区立小学校第5学年、3,320人。全体の97.4%の児童が参加をいたしました。

5番、引率者数でございますが、537人の教職員が引率を行っております。

6番、実施内容でございます。(1)の水泳指導に加えて、(2)水泳指導以外の活動ということで、砂遊びやスイカ割り、キャンプファイヤーなど実施をしております。(3)番としては、遠泳の実施ということで、安全に気を付けて7校が遠泳を実施しております。

7番、不参加児童数でございますが、88人。全体の2.6%でございました。不参加の理由につきましては、記載のとおりでございます。

8番、けが等でございます。71人、全体の2.1%でございました。けがまたは病気の内訳につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、何かご質問等ございますでしょうか。

日高委員。

○**日高委員** この夏、無事に終わったということをも、本当によかったなと思います。そして同時に7月が大変寒くて、海も荒れたりして、大変だったと思うのですけれども、学校は臨海学校の目的を達成するための工夫をいろいろされて、無事に終わったということは大変にありがたかったなと思います。8期に分けて、それぞれ大きな事故もなくやってこられたということ、これは大きく評価できることではないかと思います。

問題は、この実施結果にかかわることではないかもしれませんが、このたび台風で大変な被害を受けている。報道の世界も、最初は停電だけを放送して、それが注目されていました。よく考えると家が散々な目になっているのですよね。屋根が吹き飛んで、ビニールをかけなければいけない。そういうような状況の中で、この岩井海岸ですらすごい被害を受けている。これは大変なことだったと思います。

実は、私もたまたま見たときに、川きんの様子を報道してしまして、屋根も吹き飛んで、雨もその勢いで家の中になだれ込んでいるという大変厳しい状況でありました。そういう中で、被害を帯びた人たちにとっては、これから立て直しにご苦労が大変多いのではないかと想像できるわけです。

そういう中で、本区がやっている臨海学校は、20数年続いているわけですよね。しかも、全校体制で。これを今後、継続できるかどうかというのは、大きな問題だろうと思います。もう既に、話を聞きますと、教育委員会と連絡を取り合ったり、あるいは指導者等が直接出向いて、被害の状況を確認されたりというようなことをやっているということで、大変ありがたいなと思いますけれども、いずれにしても、何とか今後も継続できるような体制になっていくようにご支援いただければありがたいなと思います。またそのためには、岩井海岸付近の民宿の方々との連絡を密にして、状況を把握する必要もあるだろうと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○**教育長** よろしいですか。そのほかいかがでしょうか。

齋藤委員。

○**齋藤委員** この臨海学校は、先ほど指導室長にご説明いただいたように、目的が3点ありましたけれども、子どもたちにとって、非常に素晴らしい体験ができる事業だと思うのですね。それで、今、お話がありましたように被害がありました。毎年やっているのですけれども、来年に向けて、これらの民宿、宿舎が対応できる状況なのかとか、そうした見通しも含めて、また、来年は7月21日から8月上旬がオリンピックの時期にぶつかってしまして、交通機関や

バスの手配など、さまざまな課題が想像されるのですけれども、その辺について、どのように取り組み、またお考えでいらっしゃるのか、お答えいただければと思います。

○教育長 指導室長。

○指導室長 まずオリンピック・パラリンピックでございますけれども、来年度につきましては、実施期間にありますとおり、例年、日を固定しており、令和2年についても、7月21日(火)から8月6日(木)で実施する予定で今は考えております。実際、オリンピックが7月22日開会式になり、8月9日までということで、完全にオリンピック期間にかぶってしまうことになります。

実際23区の中でも、バスの手配等で、来年度については実施しないという区もある中で、葛飾区においては、現在のところバス等の手配ができているところで、実施をしていきたいと考えているところでございます。

ただ、今、お話がありました台風15号の影響等もでございます。学校等にも見通しを伝える必要があると思っておりますけれども、指導室も現場に行ってお話を聞きました。まず今はしっかり生活をしていくこと。岩井臨海学校ができるかどうかというよりも、屋根も飛んでいたりとか厳しい状況もありますので、先ほど日高委員からもお話がありましたとおり、連携を密にとりながら、なるべく早い段階で見通しが持てるといいなと思っております。

ただし、復旧の状況等いろいろありますので、そのあたりは、しっかりと連携をしながら実施をしていきたいという方向で、教育委員会の事務局としては、今、考えているところでございます。

○教育長 齋藤委員。

○齋藤委員 心強いご答弁をいただきましてありがとうございます。来年、仮に実施できなかったとすると、どういうことが起こるかという、毎年、5年生が行っているわけですが、来年の5年生だけは行かなくなるという結果が生まれてしまうことになります。その5年生にとってはたった1回の機会なわけです。ですから、今、ご答弁をいただいたようにできるだけ努力して、実現できる方向で取り組んでいただけたらと思います。よろしく申し上げます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

塚本委員。

○塚本委員 関連なのですが、日高委員に奇しくもおっしゃっていただいた台風15号に絡んだいわゆる臨海学校の実施状況なのですが、本日はテーマに出ていませんけれども、保田しおさい学校も鋸南町にございましたので、保田しおさい学校の状況というか、ニュースというか、各議員さんたちのSNSでは果敢な対応をとられているやに伺ってございますけれども、現状がもしわかれば、子どもたちの実害はなかったということなのですが、何か把握できているものがあれば、お教えいただきたい。

○教育長 学校施設課長。

○学校施設課長 保田しおさい学校の台風での被害というご質問なのですけれども、私から説明させていただきたいと思います。

まず、大きな被害としては、建物のちょうど北西側に大きな木があるのですけれども、それが倒木してしまったというところが一つあります。もう一つは屋上のフェンスなのですけれども、外周を囲っているフェンスは、被害はなかったのですけれども、ドーム型のトップライトというのがあります、そこから子どもが転落しないように囲いを設けていたのですけれども、それが一部転倒してしまったという被害があります。それともう一つ、周囲の建物から、飛散してきましたガラスであるとか、そういった飛散物が校舎の周りに飛散していて、特にガラス片が多く飛んできました。その関係で、学校の先生方に懸命に拾っていただいたのですけれども、特に校庭面に細かいガラス片が混じっているというところで、大きい被害としてはこの三つです。

今の対応状況なのですけれども、倒木につきましては、全て切断をして、除却をしているという状況です。もう一つ、屋上のフェンスにつきましては、現地の業者もなかなか手配が難しいところで、そこは今、手配中というところです。もう一つ、校庭のガラス片の混入については、それも現地で手配が難しいということで、今、区内の業者に相談しながら、現場を確認する段取りをとって、手配を進めているという状況でございます。

建物自体については、区内の被害では雨漏りをしたりとか、雨水がサッシから吹き込むというようなことがあるのですけれども、保田しおさい学校については、一切そういうことはなく、建物の内部については、無傷ということです。

特に、ライフラインについては停電が一番大きい問題で、水も、断水自体はしていなかったのですけれども、水の供給が、1回、屋上部分の防火水槽に水をためて、そこから各部分に供給するというシステムですので、ポンプアップするための電源が落ちてしまったために、実際の館内での水がとまってしまったと。ただ、外部の水道だけは使えているという状況でした。ガスについては、継続して使用が可能であったという状況でございます。

以上です。

○教育長 よろしいですか。

塚本委員。

○塚本委員 ありがとうございます。まず建物自体の部分については、微細な被害で済んだのはよかったのですが、鋸南町という周りの環境、ニュース報道が、先ほど日高委員がおっしゃったように、大きなところは最初に報道が出ましたけれども、今にしてもブルーシートで覆われているという、非常にハードな環境にあらうと思うので、災害拠点ではないのですが、そういった地域の方にも余裕ができれば、気配りをしながら。例えば、ブルーシートが足りなけ

れば、区を通して支援するとか、その辺の、今までお世話になった分もこの機会にできるといいなという感想を持ちましたので、あえて質問させていただきました。

以上です。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

望月委員。

○望月委員 いろいろ、日高委員さんも齋藤委員さんからもお話がありましたように、本当に皆さん方にきちっと対応していただいているから、すごくその分助かりました。ただ、そのときの子どもたちの様子等も聞かせていただければいいかなと思いますので、よろしく願います。

○教育長 指導室長。

○指導室長 保田しおさい学校についてですけれども、9月9日に台風15号があったわけですが、そこからすぐに区としても連絡をとり、これは大変なことになったということで、すぐに状況の確認をいたしました。その日の夜、保護者の方から引き取りに行っていないかという問い合わせ等もあり、バスの手配等も考えていたのですが、結果的には保護者の方に引き取りをしていただいて、一度、葛飾区に戻ってきたという経緯がございます。

そして、先ほど説明にもありましたけれども、ライフライン等が復旧したということで、9月17日に、区で用意をしたバスで清和小学校の前から保田しおさい学校に戻り、授業を再開したという経緯でございます。今のところ、授業等については、支障なくできているということで聞いております。

ただ、報道等でありますとおり、鋸南町自体がさまざまな状況もありますので、今、お話もありましたけれども、我々としてできるようなことだとか、町自体もまだ大変な状況もありますので、保田しおさい学校の状況については、我々も細心の注意を払いながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○望月委員 ありがとうございます。

○教育長 よろしいですか。そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項等1について終わります。

続きまして、報告事項等2「郷土と天文の博物館の無料公開について」をお願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長 それでは、私から「郷土と天文の博物館の無料公開について」ご報告いたします。

まず1の趣旨でございます。令和元年10月22日に「即位礼正殿の儀」が挙行されることに伴いまして、資料2枚目でございますように別添の通知で、文化庁より慶祝事業の一環として、

公立博物館について無料公開を実施するよう依頼がございました。このため、この趣意に基づきまして、当該日について、本館の入館料及びプラネタリウムの観覧料を無料とするものでございます。

2の概要でございます。無料公開日でございますけれども、令和元年10月22日(火)、当日は祝日となるということとなっております。また無料の対象でございますけれども、入館料大人100円及びプラネタリウム観覧料大人350円ですけれども、これを無料にするものいたします。入館者には整理券を配布して混乱を防ぐとしてございます。

(3)の根拠でございます。葛飾区郷土と天文の博物館条例施行規則第3条第10号に基づくものでございまして、文化庁の通知は、先ほどお話ししたとおり別添のとおりとなっております。

区民へのご案内の方法でございますけれども、博物館ホームページや区の公式ホームページ、SNS、広報かつしかなどにより周知する予定となっております。

なお、4番に参考といたしまして、平成31年2月24日に行われました「天皇陛下御在位三十年記念式典」における同様の取組についての結果を載せてございますので、ご参照ください。

私からは以上でございます。

**○教育長** ただいまの説明について、何かご質問等ございますか。よろしいですか。

大里委員。

**○大里委員** 天皇陛下御在位三十年記念式典のときも多くの入館者がありましたので、今回も多くの入館者があるのではないかと期待いたします。ただ、プラネタリウムのリニューアルが、意外に知られていないところもありまして、そういった周知をもう少しやっていくといいのかなと思います。

**○教育長** 生涯学習課長。

**○生涯学習課長** プラネタリウムのリニューアルは、さまざまな媒体を使いまして、ご案内しているところでございますけれども、一部、委員、おっしゃるとおりなものもあろうかと思えます。今後、これから常設展示室のリニューアルもございますので、その点も含めてPRについては、充実させていきたいと考えております。

**○教育長** よろしくお願ひします。

齋藤委員。

**○齋藤委員** 全く同じことで、屋上屋を重ねることになってしまうかもしれないのですが、無料にするということを周知するときに、現在やっているプラネタリウムや郷土と天文の博物館の、今、こういうのをやっているという内容の周知も一緒にやってくれたら、もう少し行く人も増えるかもしれないし、意識が高まるかもしれないので、工夫をしていただければと思います。要望だけしておきます。

○教育長 要望ということで。そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項等2については、終わります。

続きまして、報告事項等3「区政一般質問要旨（令和元年第3回区議会定例会）」についてお願いします。

教育次長。

○教育次長 それでは、私から令和元年第3回区議会定例会におきまして、9月12日、13日に行われました区政一般質問要旨とその回答について、ご報告を申し上げます。

今回につきましては、5名の方から教育関係についてご質問がございました。

順番に申し上げますが、1枚おめくりいただきまして、公明党の出口よしゆき議員から、障害者スポーツ指導員の活動状況と指導員養成の支援についてのご質問がございまして、これにつきましては、ボッチャ競技、フロアホッケー競技、トランポリン、それから水泳等々で指導あるいは協力をいただいているところがございますということと、指導員養成につきましては、平成10年度から障害者スポーツ指導員養成講習会を実施しているところでありまして、また競技別では、ボッチャ、フロアホッケーの指導員養成講習会を実施しているところである。今後も人材の養成を積極的に行っていきたいというご答弁をさせていただきました。

続きまして、この資料の5ページでございますけれども、かつしか区民連合のかわごえ議員から質問がございまして、教育全般に関する質問でございました。まず5ページでございますが、教育長答弁でございますので、読み上げさせていただきますが、教育長としての7年間の成果と評価を伺うというご質問でございました。

この答弁が、「私が教育長に就任した時に衝撃を受けたのは、『僕たち学力の低い葛飾の子どもは』で始まった子ども区議会での質問です。決して低いわけではないのに自分の力に自信を持っていない子どもたちが多くいることがわかりました。葛飾の子どもであることに自信と誇りを持たせることが私の目指した目標です。当時策定中の新しい教育振興基本計画である『かつしか教育プラン2014』では、『自信と誇りあふれる人づくり』を掲げました。その目標を達成するためには、全ての子どもたちが『できた、分かった、学校が楽しい』と思えるような学校教育を進め、ひとりも取り残すことなく子どもに力を付けること。そして、学力、体力、心の育成と、バランスの取れた教育を育成することが必要でした。そこで、『葛飾スタンダード』の取組により、全ての子どもに基礎的な学力・体力を身に付けることと落ち着いた教室で分かりやすい授業が展開されることに力を注ぎました。また、教師一人一人が、よりよい授業づくりに取り組む研究活動の活性化にも努めました。その結果、今ではどの学校も安定した学校生活が展開され、学力も体力も毎年少しずつではありますが、上昇傾向にあります。

このような結果が出ているのも、学校現場が校長を中心として前向きに児童・生徒に力を付けることにまい進した結果であり、何よりもそんな学校をわがまちの学校として支え続けてく

れる保護者や地域の皆さんがいるからであります。

今、このような葛飾の教育の魅力を外部に発信することで、公募などにより葛飾で勤めたいと希望する教師が増えてきているのも一つの成果であると考えております。

ただ、大変残念で辛かったことは、大切な命を落とした生徒がいたことです。生命尊重の教育は最優先すべきです。それとともに、楽しい学校を目指したにもかかわらず、不登校児童・生徒が増加し続けたことも残念なことです。子どもが学校に来なければ教育は無力です。従いまして、この点については引き続き様々な手を打っている状況です。

また、ICT環境の整備、学校改築の推進など、子どもがいきいき学ぶ教育環境づくりに取り組みました。幼稚園、保育園から高等学校までの校種間の連携教育、学校地域応援団など地域との連携にも積極的に取り組みました。

その結果、自信と誇りを持った子どもたちが着実に育ってきております。

少子高齢化・人口減少が進む我が国において、未来を背負って立つのは目の前にいる子どもたちです。その子どもたちに力をつけ、明るい未来を託すのは、私たち大人の責務であり、教育が担う使命でもあります。

今年度から新しい『かつしか教育プラン』に基づくさまざまな施策や取組を推進しており、今後継続することでより大きな成果が期待できると考えております。」というようなご答弁でございました。

1枚、おめくりいただきまして、葛飾スタンダードの意義と今後の定着への考え方ということでご質問がございました。

これにつきましては、葛飾スタンダードを小・中学校で取り組むことにより、確かな学力・体力の向上につながってきているということ。今後も引き続き、葛飾スタンダードを推進して、より一層確かな学力・体力が身に付くように取り組んでいくという答弁をいたしました。

また、1枚、おめくりください。10ページ目でございます。ICTについてのご質問がございました。

ICT環境の整備につきましてでございますが、各学校の全教室に無線LAN環境を整備し、また教員用及び児童・生徒用タブレット端末の整備、中学校の普通教室に大型提示装置を整備してきたところである。また、今年度の夏休みには、小学校の全教室に大型提示装置を整備したということです。

それから、専門性のあるICT支援体制をつくるべきだという話の中では、指導室の中に、教育情報化を担当する係を設ける等、様々な案を考慮の上、教育の情報化を推進できる体制づくりを検討するということ。

それから、デジタル教科書への対応につきましては、既に指導者用デジタル教科書を活用しているところです。来年度から使用する小学校の教科用図書の採択に当たってもICT利活用

も評価の視点に加えた上で、教科用図書を採択したところであると。

また教員一人一人のスキル向上につきましては、研修やサポート体制の充実を図っていく。また児童・生徒用タブレット端末を1人1端末整備すべきだというご質問につきましては、将来的な実現に向けて財政面を考慮の上、効率のよい整備に向けて検討していきますというような答弁をさせていただきました。

13ページでございます。学校改築の現状と今後の見通し。それから複合化や近隣小中学校の合築についてもご質問がございました。

これにつきましては、現在、改築を進めている6校につきましては、令和5年度までに完了する予定であること。それから、昨年選定した次期改築校の7校は、令和4年度までには、改築基本構想・基本計画を策定すること。また、複合化や近隣小中学校の合築につきましては、地域特性を捉えながら他の公共施設との複合化、近隣小中学校の合築について、施策の効果的・効率的な活用という観点を踏まえながら、施設部とも連携して検討を進めていきたいというような答弁をさせていただきました。

15ページでございます。こちらは教育長答弁でございます。内容は総合教育センターについて、特別支援教育、いじめ・不登校、にほんごステップアップ教室の現状、それから、それぞれの専門性を高めるための体制の強化についてのご質問がございました。

これにつきましては、「総合教育センターは学校生活や、就学の相談を総合的に受け付けているほか、学校に対する総合的なサポートを行っているなど、本区の教育の課題解決のための役割を担っております。

特別支援教育においては、児童・生徒一人一人に適切な指導や必要な支援を行うために、様々な教育的ニーズへ対応した学びの場の充実を図っておりますが、特に、発達障害の可能性のある児童・生徒に対して、重層的な支援体制の構築を目指して、特別支援教室における指導を小・中学校全校で実施しているところでございます。また、自閉症・情緒障害特別支援学級の設置にも取り組んでおります。

いじめ防止対策につきましては、葛飾区いじめ防止対策推進条例に基づき、いじめ問題対策委員会及びいじめ問題対策連絡協議会を設置しております。また、各学校におけるいじめ防止授業やアンケートの実施、いじめ問題対策委員会の定期的な開催及び組織的な対応等をサポートし、いじめの未然防止、早期発見及び適切な対処に努めております。さらに、不登校やその傾向にある児童・生徒の状況把握を行い、一人一人の学校復帰に向けた支援策を検討し、指導を行うとともに、適応指導教室『ふれあいスクール明石』における支援や、小学校1校、中学校3校に設置した校内適応教室において、集団生活への適応や、学習への支援を行うことにより、学級復帰への支援を行っております。

にほんごステップアップ教室については、利用者が増加傾向にあり、本年7月末時点におい

て小学生 33 人、中学生 16 人、合計 49 人が指導を受けており、日本語学級や通常学級への円滑な移行に大きな役割を果たしていると考えております。

これらの事業を着実に推進していくため、総合教育センターにおける組織をより体系的に整理し、役割分担を明確にするとともに、スクールソーシャルワーカーや教員経験者、心理専門員などの専門性を高めることにより、有機的な体制強化につなげていきたいと考えております。」というご答弁を差し上げました。

18 ページでございます。こちらも教育長答弁でございますが、PTA 活動の意義と支援のあり方。また図書ボランティアやおやじの会などの保護者を中心とした活動への支援のあり方についてのご質問でございました。

「近年、働き方の多様化など保護者を取り巻く環境が大きく変化してきていることから、PTA 活動に対する様々な考えや意見が示されています。

こうした中、本区におきましては、PTA 活動を中心として、図書ボランティアやおやじの会などの活動を通して、多くの保護者が学校教育活動の支援に主体的に取り組んでいただいています。

私は、このように学校と保護者が一体となって子どもの教育を進めることは、教員と保護者、あるいは保護者同士のつながりを生み、教育におけるさまざまな課題の解決に向けた力となっていることから、子どもの健やかな成長にとって不可欠なものであると認識しております。

また、PTA などでの活動は、仲間づくりや保護者としての学びを経験することで、自己実現や地域活動への参加など、豊かな人生を送るための礎となる、保護者にとっても大変有意義なものであると考えております。

このような認識のもとに、PTA 活動に対する支援のあり方につきましては、今後も主体性を十分に尊重しながら、活動の充実や活性化につながるよう、必要な支援を行うことが重要であると考えております。」という答弁をいたしました。

20 ページでございます。共産党の中村議員からの質問でございますが、就学援助制度の改善についてということで、これは就学援助の認定基準の額を上げるべきだという質問が一つ。それから、修学旅行費は事前に払うべきだということが一つ。それから、申請については申し込む人も申し込まない人も全員に出させるべきだという 3 点の質問です。

これにつきましては、まず就学援助費の収入基準の基準額を変えることは、考えてございませんという答弁。

それから、修学旅行につきましては、5 月・6 月に実施している学校の生徒につきましては、6 月に確定する前年度の所得状況を用いて認定をすることから、その方たちに払えなくなるという不公平が生じるので、実施前の支給は考えていないということ。

それから、申請書の全員提出につきましては、学校を通じて、案内は全員出している。ま

た、配布後にも学校から申請を促すチラシを配布するということになっていまして、就学援助を必要とする全世帯が申請できる仕組みは構築されているから、申請書の全員提出は考えておりませんという回答をしています。

25 ページでございます。颯新かつしかの小林議員からの質問でございますが、学校給食についてというのは、学校給食に委託を入れたら残菜量が増える学校があったと、これはどういうことなのだということの質問でございました。

これにつきましては、まずプロポーザルでは優秀業者として選定されました。中学校全校分の残菜量は、全体には減っているのですけれども、確かに残菜量が増えている学校もあるということから、今年度から学校に残菜量を提示して、減量に向けた学校での取組を促しているところである。また、おいしくないという意見があるということなののですけれども、保護者参加の試食会を何回か開催してございまして、そのときにご意見をいただきまして、栄養士はそれぞれの意見を参考にまた改善策、調理方法、献立の見直しなどを検討しているところでございますし、またこれはこのまま継続をさせていただくということをお答えいたしました。

また、おいしい給食であるということ委託業者のプロポーザルの中の一つの評定要素にしたかどうかという話なのでございますけれども、これについてはどのようにその評価を行うか、栄養価などの専門的な視点もあわせて、他自治体の選定項目などを参考にしながら検討をさせていただきますというお話をさせていただきました。

そのほか、食品ロスについてどう考えるのかというのは、食品ロスへの対応というのは非常に大切なものであるということから、学校管理職、栄養士、それから委託事業者と連携して、残菜が減る取組を検討していくと。

それから給食の質のチェックをやっているのかというご質問がございました。これについては、年3回、衛生管理、調理技術などの確認を行うとともに、各学期末に学校長からの評価をいただいて、その結果を委託事業者事務連絡会などで提示している。業務に問題が見られた場合は、速やかに委託事業者と改善策を話し合っていると。こういった取組は既にやっているし、これからも続けていくということをお答えいたしました。

最後に、文部科学省から学校給食費の徴収と管理に関するガイドラインというのが、この前に出たのでございますけれども、これは学校でやっている学校給食費の徴収・管理について、教育委員会事務局でやる場合のガイドラインということでございますけれども、これが出てきたので、早急に検討を行うべきだというお話でございます。これにつきましては、教職員の働き方改革と合わせながら、学校給食費検討委員会において、ガイドラインの内容を精査して、本区の実態を踏まえて、どのような仕組みが可能なのか、慎重に検討を重ねてまいりたいというご回答をさせていただきました。

30 ページでございます。同じく小林議員から、学校改築、それから長寿命化改修についての

考え方ということでご質問がございました。

学校改修については、今回の7校以降の次の10年間の改築選定においては、学区域の変更も含めて、選定基準を変更すべきだというご意見がございましたけれども、これにつきましては適正な学校規模を確保するため、通学区域の変更等も視野には入れながらも、次回の改築校選定にあたっては、今回の選定基準に基づいて進めてまいりたいとお答えをいたしました。

また、長寿命化計画によると、長寿命化改修をやる学校を選定するとなっているけれども、どうするのだというお話でございましたけれども、来年度に実施する学校については、現在検討中でございます。今年度中には選定いたしますという話です。

それから、改修校をどういうふうを選定するのだという話でございますけれども、これについては、屋上防水や外壁塗装など、外側の工事を行った後に、内側の改修を行うのが効果的なので、そういった順番で、外側の工事を行った学校から選定することが望ましいと考えているということです。

また、あらかじめ改築校みたいに何校か選定するのか、あるいは地域バランスを考慮するのかという話でございますけれども。学校施設の劣化状況、利用状況がまず最優先で勘案し、その上で地域バランスも考慮しながら、長寿命化改修が必要な学校を数校選び、順次実施していきたいと考えておりますという答弁をさせていただきました。

33ページでございますが、学校改築、長寿命化計画の中で、案1では20年間で26校の改築、36校の改修。それから案2では、39校の改築、18校の改修という幅がある形で、例示をさせていただいたところなのですけれども、これをどういうふう考えているのかということでございます。今後20年間に行われる改築校につきましては、さまざまな社会状況等を考慮しながら選定し、年1、2校の改築を進めてまいりたいと考えていると。

一方、長寿命化改修については、改築校以外を対象に、学習環境、学校生活の機能向上に関する改修をできる限り多くの学校で実施してまいりたいと答弁いたしまして、具体的な進め方については、今後の検討でございますというご答弁をさせていただきました。

それから、34ページでございます。かつしか区民連合の米山議員からのご質問でございますけれども、教育長答弁でございます。今年度、施行を実施した夏季休業期間中の児童の見守りについてのご質問でございます。

「これまで本区は、学校施設を活用した放課後子ども支援事業として、学校内への学童保育クラブの整備や、わくわくチャレンジ広場の充実に取り組んでまいりました。

昨今、年度当初に、多数の方から学童保育クラブの入会申請がありますが、その中には、夏季休業期間の受入を強く希望している方もおり、夏季休業期間に安全・安心に過ごす環境への要望が高くなっております。

こうした状況の中、夏季休業期間の要望への対応について検証を行うため、学童保育クラブ

の枠組みにとらわれず、児童が安全かつ安心して、自由に遊び、学ぶことができる場を提供する新たな取組を試行で実施をしたところでございます。

次に、今回のサマーチャレンジの試行実施における、各校の登録者数や参加人数等の状況及び現段階での試行実施の効果をどのように捉えるかについてのご質問にお答えいたします。

今回、二上小学校、半田小学校、宝木塚小学校の3校でサマーチャレンジを実施したところ、各校の登録児童数につきましては、二上小学校は317人、半田小学校は252人、宝木塚小学校は183人でした。また、1日の平均参加児童数につきましては、二上小学校は56人、半田小学校は53人、宝木塚小学校は66人でした。

今回の取組について、『学童保育クラブに入会できずに困っていたが助かりました。』といった声や、「通いなれた学校で、友だちと遊ぶことができ良かった。」という声もあり、夏季休業期間の要望への対応として有効なものであると考えております。

また、今回の実施状況等から、各家庭の様々な状況を踏まえると、入退室の時間を自由にすることや、自由遊びを原則とすることが保護者にとって利用しやすい実施内容であったため、多数の参加につながったものと考えております。」

次に、今後、事業検証をし、課題を整理しながら拡充をしていく必要があると考えるかどうかというご質問でございます。

今回の取組は、夏季休業期間に安全・安心に過ごすことができる環境整備に向け、夏季一時学童保育とともに有効なものと考えております。

今後、アンケート調査の結果や学童保育クラブの入会状況等も勘案しながら、夏季休業期間の取組について検証してまいります。

なお、夏季休業期間のみの実施については、運営事業者の確保等に課題があることから、わくわくチャレンジ広場も含めた実施体制について検討し、今年度試行実施した3校だけでなく、来年度以降の実施について考えてまいります。」というご答弁をいたしました。

38ページでございます。同じく米山議員の質問で、新小岩地域の子どもたちへの教育・子育て支援という内容で、松上小学校における日本語学級の状況についてのご質問がございました。

松上小学校につきましては、日本語学級には24人の児童が通級しており、3人の正規職員が配置されていること。日本語の指導を必要とする児童生徒数は増加傾向にあることから、日本語学級の円滑な運営に向けて、日本語学級を設置する校長を対象とした連絡会と日本語学級の担当教員を対象とした連絡会を年3回実施し、情報の共有に努めていく。

今後は、各種研修の実施や共通テキストの検討、通常学級との連携方法の確立などの取組を行って、教員のサポート体制の充実に努めていくことにお答えいたしました。

40ページでございますが、総合教育センターで実施されているにほんごステップアップ教室につきましては課題と、今後の見解というご質問でございました。

総合教育センターまでの距離などの事情から、通室が困難である児童・生徒への対応や、日本語学級との連携などの課題があると認識しているということ。今後につきましては、にほんごステップアップ教室と日本語学級が情報共有を図りながら連携して日本語教育を推進できるように努めるとともに、新たな拠点整備についても検討していくというようなお答えをいたしました。

42 ページ、最後の質問でございますけれども、二上小学校は、次期改築校であるけれども、そこに学童保育クラブを整備するののかということでございますけれども、これにつきましては、二上小学校の改築時には学童保育クラブを整備する予定であるというご回答を差し上げました。

私からのご報告は以上でございます。

**○教育長** ただいまの一番質問の要旨について、何かございますでしょうか。よろしいですか。特にないようですので、報告事項等3についても終わります。

報告事項等はこれで終わるわけですが、何かそのほかで、委員さんからご意見・ご質問等ございませんか。

特にないようですので、これをもちまして令和元年教育委員会第8回臨時会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

閉会時刻 10時54分